

（仮称）調布市パートナーシップ宣誓制度の概要について

1 目的等

市は、基本計画に「人権尊重の社会づくり」を位置付け、多様な性における人権が尊重され、社会のあらゆる分野で性別等にかかわらず、能力、個性を發揮できる社会の実現に向け取り組んでいます。あわせて、第5次調布市男女共同参画プランにおいて、「多様性を認め合う社会づくり」を基本目標の一つに掲げ、一人ひとりの人権の尊重や多様な性における理解の促進に取り組んでいくこととしている。

このたび、多様な性的指向・性自認の方々の生活上の困難の軽減を図り、多様な生き方、暮らし方ができる社会の形成に向け、（仮称）調布市パートナーシップ宣誓制度（素案）を導入するもの

2 制度の概要

○名称

調布市パートナーシップ宣誓制度

○対象

- ・双方又はいずれか一方が多様な性的指向・性自認の方であること
- ・双方が成年に達していること
- ・双方に配偶者がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係がないこと
- ・直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと
- ・市内在住であること（一方が在住でもう一方が転入予定含む。）

○手続等

【届出】

- ・対象のパートナーが調布市長に対し、パートナーシップ関係にあることを宣誓のうえ宣誓書に署名し、必要書類等を届出

【受理証】

- ・市長が受理証と宣誓書（副本）を交付（日本語表記）、希望に応じて通称名の記載可
- ・受理証は5年毎に更新

【変更等】

- ・転居、氏名（戸籍名、通称名）など届出内容に変更があった場合、変更届を市に提出
- ・パートナーシップ関係解消、死亡など要件を満たさなくなった場合、宣誓書・受理証を市に返還

3 受理証の活用について

- 市営住宅への入居申込みなど市が提供する市民向けサービスについて、受理証の交付を受けた方が利用できるよう、検討・調整を進めるとともに、民間事業者での活用も促進します。市役所では職員の福利厚生等の制度（各種休暇や手当等）が利用できるよう検討しています。
- 東京都や近隣自治体との制度の相互連携の取組を検討します。

4 今後のスケジュール

- ・令和4年12月5日（月）～令和5年1月10日（火）
パブリック・コメント手続
- ・令和5年3月頃～ 宣誓・届出の受付開始
受理証の交付開始（予定）